

岩手県告示第 78 号

岩手県保健所設置条例（昭和23年岩手県条例第53号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、岩手県花巻保健所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域を次のように定め、平成20年 4 月 1 日から施行し、保健所の支所の設置（平成18年岩手県告示第477号）は、平成20年 3 月31日限り、廃止する。

平成 20 年 2 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 保健所の名称   | 支所の名称 | 位 置 | 所管区域 |
|----------|-------|-----|------|
| 岩手県花巻保健所 | 遠野支所  | 遠野市 | 遠野市  |